ご契約後にお届けする書類

ご契約後、第一フロンティア生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／契約内容のご案内／生命保険料控除証明書／お手続きガイド／マイナンバー事前登録のお願い　など
＊通常、保険契約の成立日の翌営業日に契約者さま宛に発送します。

保険期間中

ご契約内容のお知らせ
＊「契約応当月」・「契約応当月+6ヵ月」それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に契約者さま宛に発送します。

定期支払金のお知らせ
＊毎年の定期支払日（年単位の契約応当日）の1～2ヵ月前に
定期支払金のお支払内容、支払金受取口座、口座入金予定日などを契約者さまにお知らせします。
＊指数コースの場合、通知作成日時点の参照指数状況もお知らせします。

お支払明細
＊毎年の定期支払日の翌営業日に契約者さま宛に発送します。
＊マイナンバー（個人番号）申告書を同封させていただく場合があります。必要書類（コピー）を貼り付けのうえ、第一フロンティア生命までご返送ください。なお、マイナンバーをご登録済の場合などは、同封の対象外となります。

更新時

積立利率保証期間更新のご案内
＊積立利率保証期間更新の2ヵ月前に契約者さま宛に発送します。

各種手続き完了時

お手続きの完了通知
＊各種お手続き（ご登録情報・ご契約内容の変更、保険金の請求など）の完了後に、お手続きの結果をお知らせします。
＊マイナンバー（個人番号）申告書を同封させていただく場合があります。必要書類（コピー）を貼り付けのうえ、第一フロンティア生命までご返送ください。なお、マイナンバーをご登録済の場合などは、同封の対象外となります。

ご検討、お申込みに際しては、「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。あわせてお読みいただき、大切に保管してください。
ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。

<しおり・約款用>

公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。
金融庁ホームページに、民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されています。
くわしくは、右記のコードからご確認ください。

<公的保険制度>

この保険商品のご検討に際しては、必ず販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。野村證券の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先［第一フロンティア生命 0120-876-126］までご連絡ください。

［引受保険会社］

第一フロンティア生命保険株式会社
〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1
日比谷フォートタワー
ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル　**0120-876-126**
営業時間　9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

’25年4月版

登B24F0362（2025.1.27）　F7887-02　’25年3月作成 リ

［募集代理店］

野村證券株式会社
取扱者（生命保険募集人）

No.1599／25.04

2025年4月版
商品パンフレット

第一フロンティア定期受取型終身（円建／外貨建）

定期支払金付積立利率変動型終身保険（23）（通貨指定型）

第一フロンティア生命
第一生命グループ

＊この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

一生涯の保障と定期支払金で、「のこす」「うけとる」2つの願いがかないます。

のこす　万一の場合の死亡保険金額は、指定通貨建で基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい金額となります。

（お客さまが負うリスクについては、▶P10をご参照ください。）

■遺産分割の準備に

死亡保険金は**受取人固有の財産**となるので、
誰に、どれだけのこすか決められます。
＊相続人の間で著しい不公平が生じる場合、受取人の固有の財産とみなされない可能性があります。

■現金の準備に

死亡保険金を**現金**で**すみやかに**受け取れるので、
•当面の生活費を確保する
•相続税を納める
準備ができます。

■相続財産の評価

契約形態によっては、
生命保険金の**非課税枠**が適用されます。
相続財産評価を引き下げる効果があります。

うけとる　毎年決まった時期に、一生涯、定期支払金が指定口座に振り込まれます。

［イメージ］基本コース・指定通貨が米ドルの場合

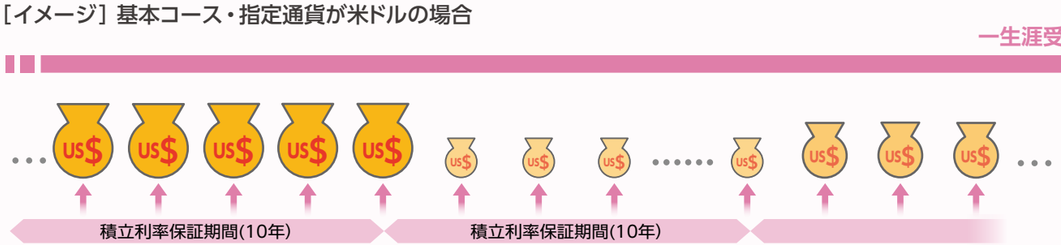

■悠々自適に旅行　**■ご自身の趣味に…**　**■子どもや孫への援助**

などに充てることができます。

さらに、「うけとる」楽しみを2つのコース　基本コース　指数コース　から選択できます。

毎年、指定通貨建で一定額の定期支払　金を受け取れるコースです。

うけとる

毎年　決まった時期　一生涯　定期支払金を受け取れます。

定期支払金額は、指定通貨建で10年間一定です。

定期支払金額 ＝ 基本保険金額（一時払保険料） × 定期支払率

子や孫へ
プレゼントしたり…

趣味や旅行に使ったり…

＊定期支払金は、契約日から起算して1年経過以後、毎年の年単位の契約応当日（定期支払日）に被保険者が生存している場合、ご契約者にお支払い　します。
毎年、一生涯にわたってお受け取りいただけます。

＊定期支払率は、契約日（または積立利率保証期間更新日）の積立利率に応じて性別・年齢別に定めます。

のこす

死亡保険金額は、指定通貨建で基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい金額となります。

外貨建の場合、
円貨でもお受け取りいただけます。

⚠ 円建での保証はありません。

＊死亡保険金額の計算にあたって、それまでに定期支払金を何回受け取っていても、その分の金額が差し引かれるものではありません。

しくみ図（イメージ）

定期支払金の受取時（外貨建の場合）
・定期支払金のお受取りごとに、指定通貨または円貨を選択できます。
・円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用する為替レートに為替手数料　はかかりません。　⚠ 為替相場の変動により、受取額が変動します。

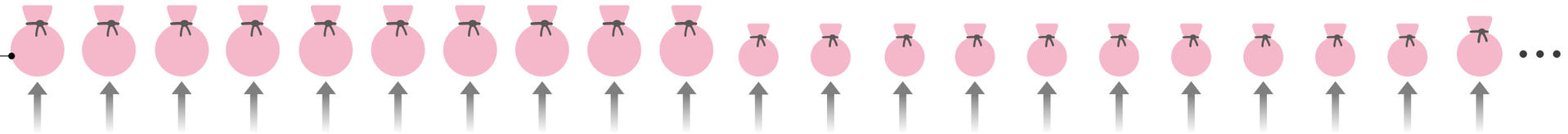

＊ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・年齢があります。

＊上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。　＊契約年齢ごとの更新の回数については▶P9をご参照ください。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動　などによって損失が生じるおそれがあります。▶P10

指数コース

毎年の定期支払金に、参照指数の上昇　による上乗せが期待できるコースです。

＊「指数連動部分付定期支払金特約」を付加している契約を「指数コース」とよびます。

うけとる

毎年　決まった時期　一生涯　定期支払金を受け取れます。

定額部分に加えて、指数連動部分の上乗せが　期待できます。

定額部分　毎年受け取れ、金額は指定通貨建で10年間一定です。

⚠「指数コース」の　定額部分の定期支払金額は、
「基本コース」の　定期支払金額より少なくなります。

指数連動部分　毎年の参照指数が、

ケース1　1年前より上昇した場合、指数連動部分の上乗せがあります。

ケース2　1年前より上昇しなかった場合、上乗せはありません。

＊定期支払日の前日　の参照指数の値で上昇率を計算します。▶P7

＊定期支払金は、契約日から起算して1年経過以後、毎年の年単位の契約応当日（定期支払日）に被保険者が生存している場合、ご契約者にお支払いします。　毎年、一生涯にわたってお受け取りいただけます。

のこす

死亡保険金額は、指定通貨建で基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい金額となります。

外貨建の場合、
円貨でもお受け取りいただけます。

⚠ 円建での保証はありません。

＊死亡保険金額の計算にあたって、それまでに定期支払金を何回受け取っていても、その分の金額が差し引かれるものではありません。

参照指数（イメージ）

―：参照指数
↑：1年前より上昇
↓：1年前より下落

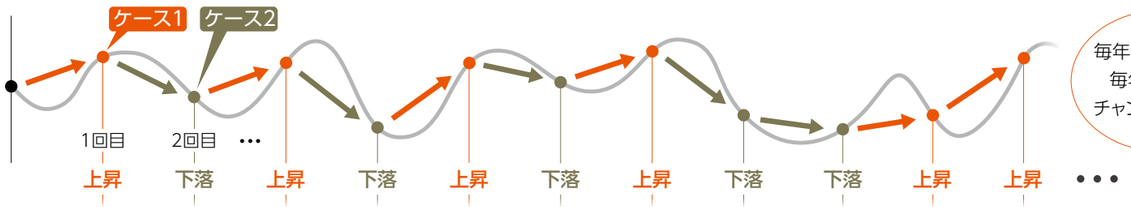

定期支払金の受取時（外貨建の場合）
・定期支払金のお受取りごとに、指定通貨または円貨を選択できます。
・円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用する為替レートに為替手数料はかかりません。
⚠ 為替相場の変動により、受取額が変動します。

しくみ図（イメージ）

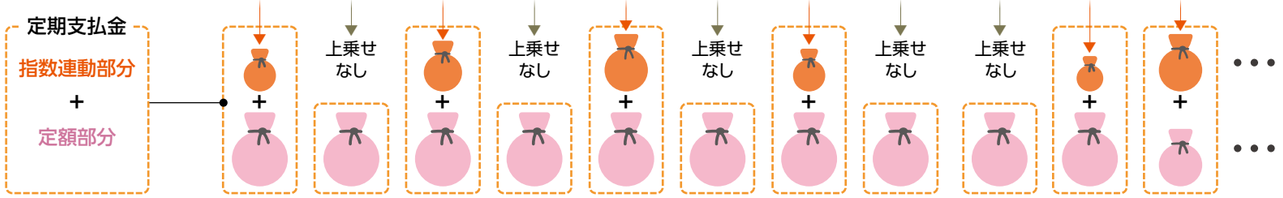

定期支払金額は、定額部分の金額と指数連動部分の金額の合計額となります。▶P7

指数連動部分	基本保険金額（一時払保険料）	×	1年間の参照指数の上昇率	× 連動率（米ドル建・豪ドル建100%、円建15%）
定額部分	基本保険金額（一時払保険料）	×	定期支払率※	

※契約日（または積立利率保証期間更新日）の積立利率および連動率に応じて、性別・年齢別に定めます。

ご加入時の告知は不要です。

初期費用の負担はありません。

指定通貨
米ドル
豪ドル
円

一時払保険料（基本保険金額）
指定通貨建

死亡保険金額（指定通貨建）
基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい金額

解約返還金額（指定通貨建）

更新時（外貨建の場合）
更新時に指定通貨の変更（通貨スイッチ）ができます。▶P8

一生涯保障
指定通貨建

契約日　1年後　積立利率保証期間更新日（第1回）　積立利率保証期間更新日（第2回）

積立利率保証期間（10年）　積立利率保証期間（10年）

＊ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・年齢があります。

＊上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。＊契約年齢ごとの更新の回数については▶P9をご参照ください。＊積立利率保証期間の更新が最終となる場合は、更新時に「基本コース」に変更されます。それ以外にも、市場環境などにより更新時に「基本コース」に変更される場合があります。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動　などによって損失が生じるおそれがあります。▶P10

指数コース 参照指数について

参照指数の値については、右記のコード（第一フロンティア生命ホームページ）からご確認いただけます。

●参照指数は、指定通貨ごとにつぎのとおりです。

指定通貨	参照指数	指数スポンサー
米ドル	米国投資戦略指数（米ドル）	BNPパリバ
豪ドル	米国投資戦略指数（豪ドル）	
円	米国投資戦略指数（円）	

●米国の株式・債券に投資した結果を反映し算出されます。

株　式
米国株式
（米国の株価指数先物）

債　券
米国債券
（米国10年国債先物）

●リスクを抑え、安定的な収益獲得をめざすしくみがあります。

しくみ1　日次　一定のルールで自動的に資産配分を見直します

株式　日中の株式市場の値動きに応じて株式の配分を見直して下落リスクを抑えます。

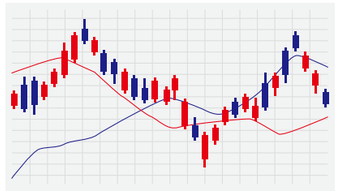

債券　短期金利の長期的な動きに応じて債券の配分を見直します。

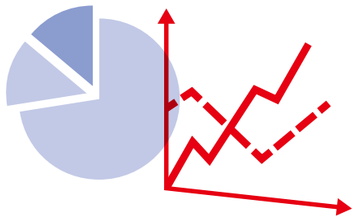

しくみ2　日次　運用総額を増減させます

〈イメージ〉

資産の価格変動率が小さい場合は、運用総額をふやして、安定的な収益獲得をめざします。

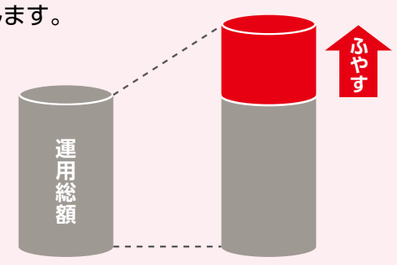

収益および損失を最大で約1.5倍にする運用をします

資産の価格変動率が大きい場合や、これまでの運用実績が思わしくない場合は、運用総額をへらして、下落リスクを抑えます。

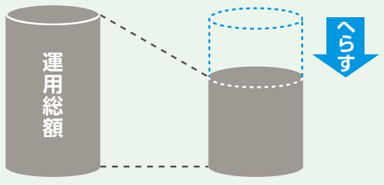

*へらした分は金利がつかない現金に配分します。

*参照指数について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

参考　各資産のシミュレーション（米ドル建の場合）*2006年7月1日から2024年11月末まで運用したと仮定

〈各資産の配分比率〉

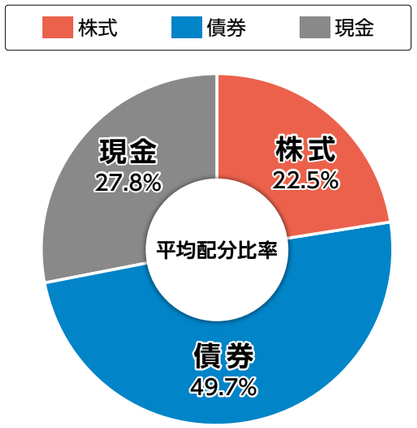

1　2017年4月28日の配分比率

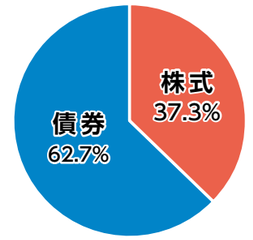

1のように
市場が安定的に拡大している局面では、株式の配分比率が多くなっています。

2　2020年4月7日の配分比率

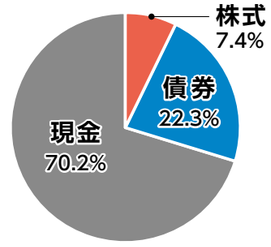

2のように
市場急変時などには、現金の配分比率が多くなっています。

〈当参照指数の値の推移（2006年7月1日を100として算出）〉

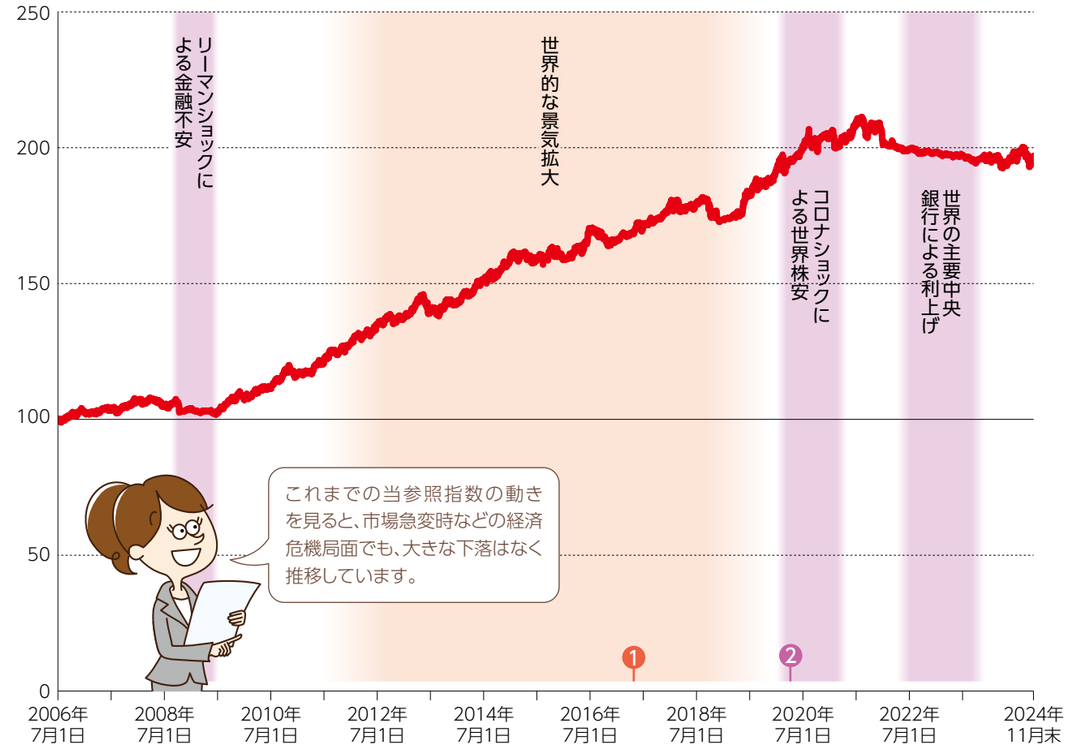

*このグラフは、「米国投資戦略指数（米ドル）」と同じ運用手法に従って運用したと仮定し計算したデータに基づいて、2006年7月1日を100として算出した当参照指数の値の推移をグラフ化したものです。
*運用にかかる費用控除後、受取時の課税前を前提としています。

- 上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは確実性を保証するものではありません。
- 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。第一フロンティア生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

指数コース 定期支払金額の計算例

定期支払金額は、**定額部分**の金額と**指数連動部分**の金額の合計額となります。

定額部分 ＝ 基本保険金額（一時払保険料） × 定期支払率※1

指数連動部分 ＝ 基本保険金額（一時払保険料） × 1年間の参照指数の上昇率※2 × 連動率（米ドル建・豪ドル建**100**%、円建**15**%）

※1 契約日（または積立利率保証期間更新日）の積立利率および連動率に応じて、性別・年齢別に定めます。

※2「定期支払日の前日」の参照指数の値が、「直前の定期支払日の前日」の参照指数の値に対して上昇した割合を計算したものです（0%未満の場合は0%とします）。なお「直前の定期支払日の前日」は、第1回の定期支払金の計算においては第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日とします。

米ドル建

<前提> 基本保険金額：100,000米ドル、定期支払率：2.50%

ケース1 参照指数が1年前より上昇（上昇率2%と仮定した場合）

基本保険金額 100,000米ドル × 定期支払率 2.50% ＋ 基本保険金額 100,000米ドル × 上昇率 2% × 連動率 100% ＝ 定期支払金額 4,500米ドル

定額部分 2,500米ドル

指数連動部分 2,000米ドル

ケース2 参照指数が1年前より下落

基本保険金額 100,000米ドル × 定期支払率 2.50% ＋ （指数連動部分の上乗せはありません。） ＝ 定期支払金額 2,500米ドル

定額部分 2,500米ドル

（定額部分が受け取れます。）

円建

<前提> 基本保険金額：1,000万円、定期支払率：0.40%

ケース1 参照指数が1年前より上昇（上昇率2%と仮定した場合）

基本保険金額 1,000万円 × 定期支払率 0.40% ＋ 基本保険金額 1,000万円 × 上昇率 2% × 連動率 15% ＝ 定期支払金額 70,000円

定額部分 40,000円

指数連動部分 30,000円

ケース2 参照指数が1年前より下落

基本保険金額 1,000万円 × 定期支払率 0.40% ＋ （指数連動部分の上乗せはありません。） ＝ 定期支払金額 40,000円

定額部分 40,000円

（定額部分が受け取れます。）

⚠
- 定期支払日の前日の参照指数の値が、直前の定期支払日の前日（第1回の定期支払金の計算においては第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日）の参照指数の値を上回らなかった場合は、指数連動部分の定期支払金額は「0（ゼロ）」となります。
- 指数連動部分の定期支払金額は定期支払日に確定するものであり、死亡保険金額や解約返還金額に参照指数の上昇による上乗せはありません。

基本コース・指数コース 積立利率保証期間更新時の取扱い

更新時の取扱いは以下のとおりとなります。

●積立利率保証期間更新日に積立利率および定期支払率が見直し（更新）されます。
更新後の定期支払金額※1は、指定通貨建で10年間※2一定です。

※1「指数コース」の場合は、定額部分の定期支払金額となります。
※2 積立利率保証期間の更新が最終となる場合は終身となります。

⚠
- 更新後の積立利率および定期支払率は更新前より変動（増減）することがあります。
- 市場金利の低下などにより更新後の積立利率が更新前より下がった場合、定期支払金額が減少することがあります。

●ご契約者からのお申出がない限り、更新前と同じ「コース」および「指定通貨」で更新されます。
ただし、ご契約者からのお申出により、更新時に「コース」と「指定通貨」をそれぞれ変更することもできます。

*変更する場合は、積立利率保証期間更新日の前日までにお手続きください。

・コースの変更

<変更できるパターン>

更新前 指数コース → 更新後 基本コース

<変更できないパターン>

更新前 基本コース → 更新後 指数コース

⚠
- 「指数コース」で積立利率保証期間の更新が最終となる場合（▶P9）は、更新時に「基本コース」に変更されます。
- 上記以外にも、「指数コース」において市場環境などにより更新時に「基本コース」に変更される場合があります。

・指定通貨の変更（通貨スイッチ）

<変更できるパターン>

更新前 米ドル → 更新後 豪ドル または 円

更新前 豪ドル → 更新後 米ドル または 円

<変更できないパターン>

更新前 円 → 更新後 米ドル または 豪ドル

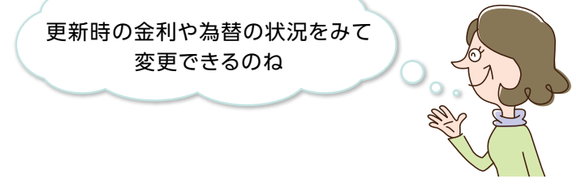

⚠ 最終の積立利率保証期間更新日（▶P9）後は、指定通貨の変更は取り扱いません。

*くわしくは「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」をお読みください。

主なお取扱いについて

<table>
<tr><td rowspan="2">基本保険金額
（一時払保険料
もしくは払込金額）
＊ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。</td><td>最低</td><td>
<table>
<tr><td rowspan="2">指定通貨で
入金する場合</td><td>米ドル</td><td>豪ドル</td><td>円</td></tr>
<tr><td>10,000米ドル</td><td>10,000豪ドル</td><td>100万円</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td rowspan="2">「保険料円貨入金特約」を
付加する場合</td><td>円</td></tr>
<tr><td>100万円</td></tr>
</table>
＊保険料の払込単位は、米ドル：1米ドル、豪ドル：1豪ドル、円：1万円です。
</td></tr>
<tr><td>最高</td><td>20億円相当額※
※ 第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。
＊同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して20億円相当額を超えることはできません。</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険期間</td><td>終身</td></tr>
<tr><td colspan="2">積立利率保証期間</td><td>・10年
・満了日の翌日に更新します。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が91歳以上となる場合は、その日を最終の更新日とし、以後更新せず終身となります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">更新の回数</td><td>更新回数の上限は、契約日の被保険者の年齢に応じて決まります。
<table>
<tr><td>契約年齢</td><td>0歳</td><td>1歳～10歳</td><td>11歳～20歳</td><td>21歳～30歳</td><td>31歳～40歳</td></tr>
<tr><td>更新回数の上限</td><td>10回</td><td>9回</td><td>8回</td><td>7回</td><td>6回</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>契約年齢</td><td>41歳～50歳</td><td>51歳～60歳</td><td>61歳～70歳</td><td>71歳～80歳</td><td>81歳～90歳</td></tr>
<tr><td>更新回数の上限</td><td>5回</td><td>4回</td><td>3回</td><td>2回</td><td>1回</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約年齢</td><td>0歳～90歳（契約日における被保険者の満年齢）
＊ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">定期支払金受取人</td><td>ご契約者</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約者</td><td>被保険者および被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定</td></tr>
<tr><td colspan="2">死亡保険金受取人</td><td>被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定（複数名の指定可能）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険料の払込方法</td><td>一時払のみ取り扱います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">解約</td><td>解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本保険金額の変更</td><td>増額</td><td>取り扱いません。</td></tr>
<tr><td>減額</td><td>基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。
ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約者貸付</td><td>取り扱いません。</td></tr>
</table>

定期支払金を指定通貨で受け取る場合の留意点	定期支払金額（「指数コース」の場合は定額部分の定期支払金額）が300米ドル、300豪ドル以上であることが必要です。300米ドル、300豪ドル未満となる場合は、円貨でお受け取りいただきます（「定期支払金の円貨支払特約」を付加）。

税務のお取扱いについて、くわしくは「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」をお読みください。

この冊子に記載の税務のお取扱いは2025年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

リスクと費用について

以下の記載において、指定通貨が外貨の場合のみ該当する箇所を と表記しています。

お客さまが負う投資リスクについて

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約を解約・減額する際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

費用について（この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります）

積立利率保証期間中

・積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。

・「指数コース」の場合、定期支払率の計算にあたって、指数連動部分の定期支払金額を受け取るために必要な率（指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は年率1.49%、円の場合は年率0.22%）を控除しています。
また、「指数コース」の場合、参照指数の計算にあたって、戦略控除率※1（指数値に対し年率1.0%）および複製コスト※2が控除されます。

※1 連動率の水準を高めるために設定します。なお、連動率とは、参照指数の上昇を指数連動部分の定期支払金額に反映させる割合のことで、指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は100%、円の場合は15%とします。

※2 参照指数の各構成要素を実質的に保有・売買する際に発生する取引費用等に相当するコストです。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。（参考）複製コストのシミュレーション結果：年率0.10%～0.36%の範囲（対象期間：2007年1月～2023年12月）

・解約返還金額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。解約控除 ＝ 基本保険金額 × 以下の解約控除率

指定通貨	契約年齢 ／ 適用されている積立利率	0歳～75歳	76歳～80歳	81歳～85歳	86歳～90歳
米ドル・豪ドル	2.50%以上	6.00%～0.60%	5.00%～0.50%	3.60%～0.36%	3.00%～0.30%
	2.00%以上2.50%未満	5.40%～0.54%	4.30%～0.43%	2.90%～0.29%	2.40%～0.24%
	1.50%以上2.00%未満	4.60%～0.46%	3.50%～0.35%	2.40%～0.24%	1.80%～0.18%
	1.50%未満	3.90%～0.39%	3.00%～0.30%	2.20%～0.22%	1.70%～0.17%
円	1.00%以上	2.50%～0.25%	1.60%～0.16%		
	1.00%未満	1.70%～0.17%	1.20%～0.12%		

＊契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

通貨を換算する場合の費用

以下の特約等の為替レートには、為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

保険料円貨入金特約	TTM+50銭	円貨支払特約	TTM−50銭
積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合	指定通貨を別の外貨に変更	（変更前の指定通貨のTTM−25銭）÷（変更後の指定通貨のTTM+25銭）	
	指定通貨を円に変更	TTM−50銭	

＊定期支払金額を円貨に換算してお受け取りになる場合の為替レートはTTMとなり、為替手数料はかかりません。
＊上記の為替レートは、2025年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。
＊TTMは、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

この他に外貨のお取扱いに必要となる費用を負担していただくことがあります。